

高知県電気料高騰緊急支援給付金（Q&A）

Q1 電気料の検針日が15日の場合、証拠書類はどのようにしたらよいか。

A 電気料は前月の検針日から翌月の検針日の前日までが1カ月となりますので、給付対象月にまたがる証拠書類の提出をお願いいたします。給付金額は補助対象月のため、日割り計算となります。

例：検針日が9月15日と10月15日の場合

給付金対象は10月1日～14日の14日分（14/30）の電気料

検針日が3月15日と4月15日の場合

給付金対象は3月15日～3月31日の16日分（16/30）の電気料

Q2 給付金対象施設は？

A 給付金対象施設は、農産物流通に関連する施設となっているため、農産物を流通する施設の電気料を切り分けられる場合は切り分けて申請をしてください。切り分けが出来ない場合は施設全体で申請をして構いません（図1参照）。

Q3 休眠施設の取り扱いはどうなるか。

A 休眠施設に関しては、農産物流通に関連する施設とはならないため、給付金対象外となります。

Q4 添付書類として県税の滞納がない旨を証する納税証明書とは何か。

A お近くの県税事務所で発行される納税証明書です。県税事務所にて、納税証明書交付請求書を記載の上、ご請求いただくこととなります。その際、交付請求書の税目欄は「1 全税目」に○をしてください。また、年度・区分欄は空欄で提出してください。なお、発行には別途手数料（360円）が必要です。

Q5 別記様式2は支所、集出荷場毎に記載するのか。

A 別記様式2には各農業協同組合、地方卸売市場で1枚に取りまとめてください。根拠書類は各支所、集出荷場毎に表にまとめて（様式任意）、根拠書類と各支所、集出荷場毎の電気料の証憑の突合が出来るようにしてください。

例：○○農業協同組合

支所名	年月	金額	証憑番号
○○支所	R3年10月	50,000円	①
	R3年11月	80,000円	②
	R3年12月	130,000円	③
	R4年1月	200,000円	④
	R4年2月	250,000円	⑤
	R4年3月	150,000円	⑥
	合計	860,000円	
■■集出荷場	4月	500,000円	⑦
	5月	1,000,000円	⑧
	6月	300,000円	⑨

Q6 営業冷凍庫に入れている柚子果汁等の入出庫保管料に関しては対象となるのか。

A 営業冷凍庫の場合、管理料等も含めて入出庫保管料となっていると思われますので、給付金の対象外とします。

Q7 同一敷地外に予冷库がある場合は、給付金の対象となるのか。

A 同一敷地外であっても、農産物の流通に係る施設の場合は対象となります。

Q8 予算規模が決まっているため、申請は早い者順となるのか。

A 申請期限が決まっているため、それまでに提出していただいた所から順番に給付金を交付いたしますが、超過する場合は偏りの無いように調整いたします。

Q9 4月以降の対応はどのように考えているのか。

A 4月以降は国による電気料の支援等も検討されており、現時点での支援は考えておりません。

Q10 直販所は給付金対象となるか。

A 直販所は給付金対象とはなりません。

Q11 ライスセンター、水稻育苗施設は対象となるか。

A 育苗等の生産に係る部分は対象外です。ライスセンターの米の集荷、粳すり、出荷に係る部分は対象とする予定ですが、予算の範囲内で調整する可能性もあります。

Q12 R4年度10月以降に建設した施設は対象となるか。

A 10月以降の電気料を1.27で割り戻してR3年度を想定した電気料を算出する(①)、R3年度旧施設の電気料の実績値の推移を算出(②)、①と②からR3年度に新施設を利用した場合を想定した電気料を算出してください。R3年度に実績がない場合はご相談ください。

Q13 納税証明書を添付とあるが、納税の領収書で代用は出来るのか。

A 納税の領収書ではなく、納税証明書を添付してください。

Q14 電気料の証拠書類として、電力会社の実績一覧表でも良いのか。

A 対象施設ごとの電気料金が分かる物であれば問題ありません。

Q15 種苗用の予冷库は給付金の対象となるのか。

A 当該給付金は農産物の流通に係る施設の電気料を対象としているため、給付金の対象外です。製品在庫の予冷库は対象です。

Q16 給付金は税込みでの申請か、税抜きでの申請か。

A 税抜きでの申請となります。

Q17 農産物の出荷調製を行う施設も対象となるのか。

A 出荷調製施設も対象となります。

Q18 地方卸売市場の場合に、仲卸から電気料を含む施設使用料を徴収しているが、施設全体での給付金を受給できるのか。

A 市場施設内の仲卸業者の建物等の電気料を支払っている場合は、仲卸は農産物の流通に関わっているものの、卸売市場として農業生産者から受託を受けた農産物を販売をした後の物品の流通と考えられます。特殊事情として全体電気料から施設利用料を徴収している場所以外を対象に、市場施設全体から面積按分して給付金の請求をしてください。その際、施設の図面等面積が分かるものに、対象施設が分かるように記載して添付をお願いいたします。